

令和7・8年度 石垣市小規模工事等契約希望者登録申請の手引き

石垣市が発注する小規模工事等の契約を希望される方は、下記事項に留意の上、登録申請に必要な書類を作成し提出してください。なお、石垣市の建設工事入札参加資格審査申請との重複申請はできません。予めご了承ください。

小規模工事等契約希望者登録制度について

- この制度は、石垣市が発注する小規模な工事や修繕のうち、その内容が軽易で履行の確保が容易であると認められるものについて、予め契約を希望する方を登録し、登録業者の中から業者を選定することにより、市内業者の受注拡大を図ることを目的としています。
- 登録の申請後、登録名簿に登載された方は、石垣市が小規模工事等が発注する際の業者選定の対象になります。ただし、指名や契約を保証するものではありません。
- この制度の対象となる小規模工事等は、契約金額が200万円以下のものです。
- この制度の登録業者となっても、石垣市が発注する建設工事の指名競争入札に参加することはできません。
- 施工は、石垣市財務規則、その他関係法令等に基づき誠実に履行しなければなりません。

1. 登録できる方

本市に主たる事業所（本店・本社）のある法人又は本市に代表者の住所がある個人業者。
建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。

2. 登録できない方

次のいずれかに該当する方は、登録することができません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
- (2) 暴力団員又は暴力団員と密接な関係にある者
- (3) 石垣市建設工事入札参加資格者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者

○必要な資格、免許等の例

- ・ 共通業種【労働安全衛生法に基づく免許、技能講習、特別教育等】
- ・ 電気工事【登録電気工事業者：沖縄県知事登録】
- ・ 管工事（浄化槽工事）【浄化槽工事業：沖縄県知事登録】
- ・ 消防施設工事【消防設備士】
- ・ 解体工事【解体工事業登録：沖縄県知事登録】※建設業法に基づく土木工事業、建築工事業、解体工事業の建設業許可未取得の場合

3. 登録申請の方法

登録を希望する方は、次に掲げる書類を提出してください。（提出部数 1 部）

（1）石垣市小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）

※登録できる希望工事業種は、別表に示す工事の業種のうち 5 業種です。一括下請け（丸投げ等）は禁止されていますので、必ず自ら施工できる範囲で申請してください。

（2）市税の完納証明書（写し可）※発行日より3カ月以内のもの

（3）印鑑証明書（法人：登記した会社印の印鑑証明書 個人：代表者の印鑑証明書）（写し可）

（4）建設業許可を受けている場合は、その許可の写し

（5）希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

（6）資格・免許を必要としない業種でも、資格等を持っていれば、その資格を証明する書類の写し

4. 登録申請の受付

受 付 期 間：令和7年7月1日～令和9年3月24日まで

提 出 の 方 法：書面による場合は、窓口持参または郵送（消印有効）。

窓 口 受 付 時 間：午前9時～午後4時（12時～13時を除く）※土、日曜、祝祭日、閉庁日を除く。

提 出 ・ 送 付 先：〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里672番地

石垣市 総務部 契約管財課 契約検査係

オンライン申請の場合は、下記URLにアクセスし入力フォーム内容に沿って申請して下さい。（※申請書（様式第1号）作成の必要はありません）

※**事前に該当する添付書類「3. 登録申請の方法の（2）～（6）」**をすべてPDFにしてご準備ください。技術者の資格証等が複数枚ある場合は、まとめて1つのファイルにしてご準備ください。

オンライン申請フォームURL：<https://logoform.jp/form/2F2k/1067892>

5. 登録名簿への登載及び公開

登録の申請書類を確認後、申請が受理された方は、登録名簿に登載され、この制度の登録業者となります。（申請者への登録通知等はいりません。）

登録名簿は、庁内に公開し、小規模工事等の業者選定に活用されます。ただし、この名簿に登載されても指名や契約を保証するものではありません。尚、契約制度の透明性確保のため、市ホームページ等にて登録名簿の一般公開を行いますので、予めご了承のうえ申請して下さい。

6. 登録の有効期間

登録の有効期間：登録名簿への登載日～令和9年3月31日まで

※登載日については、本市ホームページ公表による「令和7・8年度 石垣市小規模工事等契約希望者登録名簿」よりご確認下さい。

7. 登録事項の変更等

登録名簿に登録された方で、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、「**石垣市小規模工事等契約希望者登録事項変更・廃止届（様式第3号）**」を速やかに提出してください。

提出の方法：書面による場合は、窓口持参または郵送（消印有効）。

窓口受付時間：午前9時～午後4時（12時～13時を除く）※土、日曜、祝祭日、閉庁日を除く。

提出・送付先：〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里672番地

石垣市 総務部 契約管財課 契約検査係

オンライン申請の場合は、下記URLにアクセスし入力フォーム内容に沿って申請して下さい。（※変更・廃止届（様式第3号）作成の必要はありません）

※**事前に該当する添付書類（資格写し等）**をすべてPDFにしてご準備ください。技術者の資格証等が複数枚ある場合は、まとめて1つのファイルにしてご準備ください。

オンライン申請フォームURL：<https://logoform.jp/form/2F2k/1070190>

8. 登録の取り消し

登録名簿に登録された方で、次に掲げるいずれかに該当する場合は、登録の取り消しを行います。

- (1) 「1. 登録できる方」の登録要件に該当しなくなった場合
- (2) 「2. 登録できない方」の(1)から(5)に該当するようになった場合
- (3) 契約に関して談合等不正又は不誠実な行為があった場合

9. 発注の方法

本市の各担当課が小規模工事等を発注するときは、原則として2者以上の方から見積書を徴収し、原則として最も低い価格を提示した業者と契約することになります。

なお、見積もりを依頼されても都合により辞退することは自由ですが、その場合は必ず担当課へ連絡（電話可）をお願いします。

契約業者となった場合は、各担当課との調整等により、その後の業務を進めていくことになります。

○問い合わせ先

石垣市 総務部 契約管財課 契約検査係（庁舎2階）

TEL：0980-83-1924 FAX:0980-83-1427